

議案第 82 号

議決第 号

始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の
件

始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正したい。よって、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の
議決を求める。

令和4年12月16日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年始良市条例
第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

特定任期付職給料表

号給	給料月額
1	376,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円

第2条 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改
正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第9条中「と、勤務時間条例第3条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは
「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」」を削る。

第11条第4項中「（平成24年始良市条例第30号）」を削り、「100分の
167.5」を「100分の165」に改め、同条第5項を次のように改める。

- 5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条及び第17条の規定の適用については、給与条例第16条第3項並びに第17条第2項第1号及び第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。